

家電リサイクル法について

平成13年4月1日から家電リサイクル法（特定家庭用機器再商品化法）が始まっております。法律で対象になる品目は、家庭用の**エアコン（セパレートタイプ（壁掛け型、床置き型）・ウインドタイプ）**、**テレビ（ブラウン管式、液晶・プラズマ式）**、**電気冷蔵庫・電気冷凍庫、電気洗濯機・衣類乾燥機**です。

1. 処分方法

これらの家電を飯綱町で廃棄する場合は、下記のいずれかの方法で処理してください。

①製品を買替える又は購入した家電小売業者に引取りを依頼する。

購入した家電小売業者が明らかな場合や買替えの場合は、その家電小売業者に引き取ってもらう。

※リサイクル料金、収集運搬料金が必要です。家電小売業者に相談してください。

②買替えでなく、購入した家電小売業者が廃業した、遠方にある又は不明である等で購入した家電小売業者を利用できない場合は、事前に郵便局（町内では牟礼郵便局のみ対応可能）でリサイクル料金を支払い後、発行されたリサイクル券を対象品目に貼って、自分で直接指定引取場所（表1）へ運ぶか、収集運搬許可業者へ運搬を依頼する。

※「無許可」の業者に引き渡すと、法を守った適正な処理の確認ができません。

③不燃性粗大ごみの収集日に飯綱町が指定する収集場所へ搬入する。

表1：指定引取場所

引取業者名	所在地	電話・FAX
東海西濃運輸株式会社 長野指定引取場所	長野市真島町川合字村西 240-1	電話 (026) 214-7556 FAX (026) 214-1314

※R4. 1. 31 現在

2. リサイクルするための費用

①～③の処分方法の場合は、リサイクル料金と収集運搬料金（表2）が必要になります。

※（表1：指定引取場所）の処分方法の場合は、自分で搬入するため、リサイクル料金のみで収集運搬料金は必要ありません。

表2：消費者負担料金（参考）

品目	リサイクル料金	収集運搬料金
エアコン	990 円（税込）～	別途料金がかかります。 （業者によって異なります。）
テレビ	2,970 円（税込）～	
冷蔵庫・冷凍庫	4,730 円（税込）～	
洗濯機・衣類乾燥機	2,530 円（税込）～	

※メーカーや大きさによって金額が異なりますので、お問合せください。 ※R4. 1. 31 現在